

令和7年度愛知県認可外保育施設事故防止取組強化事業（研修事業）
企画提案募集要領

1 事業目的

認可外保育施設は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的としているが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく認可を受けていない保育施設である。近年、保育施設における事故が発生していることや、認可外保育施設は認可保育所等と違い必ずしも保育従事者が有資格者でない状況である。そのため、県内の認可外保育施設における事故防止のための安全性を確保することを目的とし、認可外保育施設に携わる職員に対して必要な知識・技術の修得、向上を図る研修を実施する。

2 事業の内容

「令和7年度愛知県認可外保育施設事故防止取組強化事業（研修事業）基本仕様書」（別紙1）のとおり

3 委託期間

委託期間は契約締結日から令和8年3月19日（木）までとする。

4 委託金額

委託金額は、1,731,224円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 契約の方法

事業実施提案を募集し、県が設置する選考委員会において、提出のあった企画提案の中から本事業の実施に最も適切な企画案を選定し、その提案者と協議が整った場合に委託契約を締結する。協議が整わない場合は、次点の者と協議を行う。

手順は次のとおり。

- (1) 県（子育て支援課）が企画提案書を公募する。
- (2) 第1次選考委員会（書面審査）にて、優秀な3案程度を選定する。
- (3) 第2次選考委員会を開催し、本事業の実施に最も適切な企画案を選定する。
- (4) 上記の最優秀企画提案者と企画提案内容について協議を行う。なお、必要に応じ県から内容の補正を求めることがあるため、これに応じること。

6 受託予定者の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すことがある。

- ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

7 事業の実施体制

委託先及び県は、事業の目的を共有し、緊密な連携を図りながら、事業を実施するものとする。

8 応募資格、条件

以下の条件を全て満たす法人であること。

- (ア) 応募受付期間において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (イ) 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (ウ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む)の規定に該当しないこと。
- (エ) 国税及び愛知県税に未納のないこと。
- (オ) 業務の性質上、県と密接な連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に事務所を有していること。

なお、営利法人については、上記に加え、以下に該当することを条件とする。

- (カ) 令和 6・7 年度「入札参加資格者名簿」の大分類「03. 役務の提供等」中分類「16. その他の業務委託等」小分類「3. 研修」又は「99. その他」に登録されている者であること。

9 応募の手続

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりとする。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和 7 年 8 月 4 日(月)から 8 月 25 日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで)

イ 配布場所及び受付場所

愛知県福祉局子育て支援課施設指導グループ

郵便番号：460-8501

住所：名古屋市中区三の丸 3-1-2 (愛知県庁西庁舎 3 階)

電話番号：052-954-6636 (ダイヤルイン)

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、愛知県のホームページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/20250409.html>)からダウンロード可能とする。

エ 受付期間

令和7年8月4日（月）から8月25日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、令和7年8月25日（月）午後5時までに必着とし、配達記録の分かる方法に限る。）

（2）提出書類

ア 愛知県認可外保育施設事故防止取組強化事業（研修事業）委託事業
応募申込書兼応募資格確認書（様式1）

イ 愛知県認可外保育施設事故防止取組強化事業（研修事業）事業企画
提案書（様式2）

ウ 添付資料

① 定款又は寄付行為（会則）の写し

② 役員名簿

③ 社会的価値の実現に資する取組に関する報告書（様式3）

④ 令和7年度の事業計画書及び収支予算書

（3）提出部数5部（正本1部 副本4部）

（2）提出書類のうち、ウ 添付資料①から③については、正本のみとする。

また、副本については、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。

なお、提出書類や提出部数に不足があった場合は、失格とする。

（4）事業企画提案書の返却

提出のあった事業企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

なお、事業企画提案書は、本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的に使用しない。

（5）情報公開について

提出のあった事業企画提案書は、次のとおり取り扱う。

ア 選定された事業企画提案書は、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。

イ 選定されなかった事業企画提案書については、開示しない。

（6）その他

ア 1団体が提出できる事業企画提案書は、1提案とする。

イ 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。

ウ 副本の表紙、背表紙及び各ページには、社名・ロゴ等の掲載は不可とし、会社名を記載する必要がある場合は、「当社」と記載する。

エ 提出後の差替えは、県が補正等を求める場合以外は不可とする。

オ 選定された事業実施提案書の著作権は、県に帰属するものとする。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

キ 提出された企画提案書は、最優秀企画提案者選定のための資料であり、正式な企

画書は愛知県と協議のうえ決定する。

10 企画書等の作成に伴う質問と回答

企画書等の作成に際し、質問がある場合は「質問書」を作成し、提出すること。

(1) 質問

質問は「質問書（様式4）」によるものとする。

ア 受付期間

令和7年8月4日（月）から8月8日（金）午後5時まで

イ 提出方法

提出は、電子メール（アドレス：kosodate@pref.aichi.lg.jp）にて行うこととする。

その際の件名は「令和7年度愛知県認可外保育施設事故防止取組強化事業（研修事業）の質問書（事業者名）」とすること。

(3) 回答

回答は、令和7年8月14日（木）を目途に愛知県ホームページに掲載する。

(4) その他

質問受付期間以外は、質問は一切受け付けない。

11 選考方法

第1次選考委員会（書面審査）にて優秀な3案程度を選定した後、有識者及び県職員で組織する第2次選考委員会を開催し、最優秀事業企画提案者を選定する。県はその提案者と業務仕様を協議した上で、業務委託を締結する。なお、応募数によっては、第1次選考委員会を開催しない、また、第2次選考委員会を書面開催とすることができる。

12 選考の基準

次の選考基準を基に選考を行うものとする。

なお、選定にあたっては法令等に違反する企画案や県が行う事業として不適切な企画提案等は選考前に不採用とする。

審査項目

①事業の理解

②事業内容の的確性

③事業実施能力

④社会的価値の実現に資する取組

（環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和）

13 選考結果通知

第1次選考の結果は、通過者及び落選者ともに、令和7年8月29日（金）までに電子メールで通知する。通過者には、選考結果と同時に第2次選考委員会の詳細を通知す

る。第2次選考委員会の結果は、選考終了後速やかに通知する。

第2次選考委員会は以下のとおり

ア 日 時

令和7年9月17日（水）13時30分から（予定）

イ 場 所

愛知県自治センター602 会議室

ウ 内 容

1団体あたりプレゼンテーション10分、質疑応答10分（予定）

エ その他

- ・ 選考委員会は非公開とし、審査の経過等、審査内容に関する問い合わせには応じない。
- ・ 第2次選考委員会への出席に係る費用等は企画提案者の負担とする。
- ・ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書によって行うこととし、企画提案書提出後の資料の差し替え及び追加資料の提出は認めない。

14 委託料の支払等

原則、精算払いとする。ただし、相手方が非営利法人等であり、資金保有状況及び資金計画に基づく協議において自主財源の確保が困難であると認められた場合は、愛知県財務規則第77条第7号により概算払いとすることができる。

15 事業実施日程

事業実施日程は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 令和7年8月4日（月）から8月25日（月） | 事業企画提案書応募期間 |
| (2) 8月4日（月）から8月8日（金） | 質問書提出受付期間 |
| (3) 8月14日（木） | 質問書に対する回答 HP掲載 |
| (4) 8月29日（金） | 第1次選考委員会の結果通知 |
| (5) 9月17日（水） | 第2次選考委員会の開催、最優秀事業企画提案者の決定 |
| (6) 9月下旬（予定） | 委託契約締結、事業開始 |
| (7) 令和8年3月19日まで | 事業実施報告書の作成・提出 |

16 その他

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、統括責任者を定めること。
- (4) 企画提案及び契約の手続において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

担当部局

愛知県福祉局子育て支援課施設指導グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2（愛知県庁西庁舎3階）

電話：052-954-6636（ダイヤルイン） FAX 052-971-5890

e-mail kosodate@pref.aichi.lg.jp